

# 暮らしサポート



**若者向け悪質商法被害防止  
共同キャンペーン実施中**

消費者契約トラブルは複雑化・多様化しています。特に、「若者は社会経験が少ないために契約の正しい知識を持たずに契約にいたってしまう場合が多い」という状況を悪質業者が悪用するために、契約の未成年者取り消し(※)が利用できなくなる成人して間もない若者を狙った被害は後を絶ちません。

村では、被害防止のために成人式で新成人に、4カ月乳児健診で保護者に啓発資料を配布しています。

未成年者は一般的に社会経験が乏しく、判断能力も十分でないことが多いため、それ

を保護するために、民法では未成年者が契約する時には原則として法定代理人(保護者)の同意が必要であり、同意を得ないで行った契約は取り消すことができるかと規定しています。

**ネットショップで商品を購入し、代金を支払ったにもかかわらず商品が届かない**

## 【質問】

ネットショップで商品注文し代金も振り込みましたが、商品が届かず連絡もつきません。どうしたらよいですか。

## 【回答】

配送漏れや行き違いということもあるのですが、注文時のやり取りの記録や、代金振込の控えを用意し、頻繁に連絡を試みてください。

## 【解説】

業者と連絡がつかなかった場合、商品の送付や返金を求める旨、配達記録を付けて書面を送りましょう。

書面が戻って来てしまったら、詐欺の疑いがある場合は、最寄りの警察署に相談したり、代金を振り込んだ金融機関にトラブルの状況を伝えてください。

一般的なネットショップでは「特定商取引法に基づく表示項目」に事業者所在地住所、連絡先、販売責任者連絡先等が掲載されています。

ネットは相手の顔が見えません。相談者のような被害に遭わないためには、ネットショップの信用性や確実性を見極めることが大事です。インターネットの口コミサイトの評判を確認したり、前もって掲載されている電話番号に電話をかけた後、地図検索サイトで実際の建物の所在等を確認してもよいでしょう。

**アダルトサイトの年齢確認に  
対応した請求画面が表示され、消えなくなつた**

## 【質問】

パソコンのアダルトサイトの年齢確認画面で「18歳以上をクリックしたところ、突然「登録完了。△万円振り込むように」という請求画面が表示された。慌てて画面を閉じたが数分おきに同じ画面が現れる。どうすればいいのか。

## 【回答】

パソコンでアダルトサイトの動画を見ようとして年齢確

認のボタンをクリックしたところ、料金請求画面が表示され、何度消しても同じ画面が現れる、といった情報が寄せられています。これは、ボタンをクリックした際に、請求画面を自動表示する不正なプログラム(コンピュータウイルス等)を取り込んでしまったためと考えられます。

請求画面に自分のパソコンのIPアドレスや契約しているプロバイダ名が表示される個人情報や登録されたように見える場合もありますが、それが個人を特定されることはありません。請求画面が消えないからといってすぐにお金を振り込んだり、電話やメールで業者と連絡を取ったりすることはやめましょう。それまで知られていなかった個人情報や業者を業者に伝えてしまわないよう、慎重な対応が必要です。

また、「ゲーム攻略サイト」「芸能人の情報サイト」「占いサイト」等からアダルトサイトへ誘導され、そうとは知らずに年齢確認等に伝えてボタンをクリックしてしまうケースもありますので、十分注意してください。

請求画面が消えない場合の

## 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141 (直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで)

都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通ダイヤル) ☎0570-064-370

◇県警悪質商法110番(訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



対処方法が情報処理推進機構(IPA)のホームページで紹介されています。

・判例より抜粋  
《国民生活センター相談事例